

【文例 1】

未払賃金の支払を請求する通知書

ポイント

- ・未払賃金の請求金額及び入金期限を明記し、入金方法（口座振替、送金）及び入金先（自分の口座、住所）を指定します。
- ・賃金が支払われない場合、本来支払われるべき日の翌日から遅延している期間の利息に相当する年3%の遅延損害金を請求することができます（民法第419条第1項）。
- ・既に退職している場合に、賃金（退職手当を除く。）の全部又は一部が退職日（退職日後に支払期日が到来する賃金は、その支払期日）までに支払われていないときは、事業主は退職日（支払期日）の翌日から支払の日まで年14.6%の遅延利息の支払が必要です（賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項）。
- ・賃金請求権の消滅時効に留意する必要があります。労働基準法の改正により令和2年4月1日以降に支払われる賃金について、消滅時効が賃金支払期日から5年に延長されました（改正前は2年）。ただし、経過措置として、当分の間は、3年が適用されます。

例文

請 求 書

私 は、貴社従業員として、元号〇年〇月〇日
日から元号〇年〇月〇日まで勤務し、おりの
し金が合計〇万〇円をいままだ受領しておりま
賃せん。

元号〇年〇月〇日までに、上記賃金並びに
これに對する各支払の期日の翌日の退職日
での翌日から支延利息を、通で、年14.6
の翌セント支店普通預金〇〇〇〇に入金す
一行〇〇支請振込手数料は、貴社が負担して
ことなお、振込手数料は、貴社が負担してくだ
さい。

また、期限までの入金がない場合には、労
働基準監督署への申告はじめ承知ください。
元号〇年〇月〇日

高 知 県 〇 〇 市 □ □ 町 □ □ 番 地
〇 〇 〇 〇

高 知 県 △ △ 市 △ △ 町 △ 番 地
△ △ 株 式 会 社 △ △ 様
代 表 取 締 役